

環境自治体会議第2次共通目標（2012年5月25日 総会議決結果）

◎10年後に以下の分野別数値目標（環境目標）の達成を目指す

大項目	共通目標	指 標
①庁内環境配慮	行政の事務事業に伴って排出される温室効果ガスや廃棄物の抑制、公共事業における環境配慮を行います。	●事務事業からの温室効果ガス排出量 ⇒各自治体 最低20%削減（2010年比） （公共施設の再生可能エネルギー導入含む）
②エネルギー	再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を実践することにより、災害に強い低炭素型のまちづくりを進めます。	●化石燃料由来のエネルギー消費量 ⇒人口1人あたりのエネルギー消費量（家庭・業務部門）25%削減 ⇒再生可能エネ生産量を倍増
③交通	環境負荷の少ない移動手段を確立します。	●1人あたりの自動車CO2排出量 25%削減 ●環境負荷の少ない交通手段（徒歩・自転車・公共交通）の利用率（分担率）
④水環境	健全な水循環や、清らかな水・水辺環境を維持・回復します。	●生活排水処理率 95%
⑤生物環境	森林・農地の持つ環境保全機能を維持し、生物多様性を保全・創造します	●地域を代表する動植物（各自治体が独自に設定） 維持・増加
⑥廃棄物・資源循環	廃棄物の排出や有害物質の使用を減らし、資源の循環利用を進めます。	●1人1日あたりのごみ排出量 ・全国平均を5%以上上回っている自治体は平均値まで削減 ・それ以外の自治体は一律5%削減 ●1人1日あたりの年間最終処分量 10年後に各自治体で半減
⑦地域資源活用型まちづくり	地域資源の活用や地域間連携による産業育成やまちづくりを進め、食糧や主要な資源の自給度を高めます。	●各自治体の地域の資源（農作物、観光客数など各自治体が独自に設定） 倍増
⑧環境行政	すべての職場で環境を意識した、総合的で効率的な環境マネジメントシステムのしくみを確立します	●外部評価・相互監査・市民監査を取り入れたEMSを導入 すべての自治体で導入
⑨環境学習	住民へ環境情報を分かりやすく提示し、環境への関心・理解を高め、実践活動を促します	●環境学習の受講者 10年後に人口と同数にする
⑩地域協働	住民との協働や住民主導による地域づくりを推進します。	●パートナーシップで実施する事業数 倍増 （パートナーシップ事業の定義は検討）

◎10年後に重点施策の実施率80%を目指す（対策目標）

※重点施策の詳細については、後日、ホームページ <http://www.colgei.org/> で公表します。（以下、追加）

◎重点施策の一覧

共通目標		重点施策	現状値	個別目標値
01	庁内環境配慮	紙の削減のトータルマネジメント(複合機への切り替え、電子決裁など)	0%	50%
		デマンドコントロール装置や BEMS(ビル管理システム)の導入	8%	70%
		公用車への電気自動車、プラグインハイブリッド自動車燃料電池自動車、水素自動車の導入	3%	100%
		公共施設への太陽光以外の再生可能エネルギー導入(139~145のうち1つ以上実施)	23%	80%
		公共施設における省エネ改修・ESCO 事業の実施・導入	15%	60%
		重点対策の平均実施率	10%	82%
02	エネルギー	家庭・事業者を対象としたエコライフ診断システム導入の推進	5%	50%
		市民共同発電所(市民が共同で設置した発電所)への出資や支援	21%	60%
		太陽光以外の再生可能エネルギー導入支援など(208~222のうち1つ以上実施)	44%	90%
		建築物の環境配慮評価(CASBEE等)の導入	0%	50%
		排出量取引やカーボンオフセットの実施または支援	3%	50%
		重点対策の平均実施率	14%	60%
03	交通環境	交通流のコントロール対策(303,304,306~308のうち1つ以上実施)	36%	60%
		自転車・歩行者優先対策(305,310~311のうち1つ以上実施)	46%	80%
		低公害車導入支援対策(309,313~314のうち1つ以上実施)	0%	100%
		公共交通機関利用促進対策(316,318~322,325,326のうち1つ以上実施)	62%	80%
		物流の効率化対策(323~324のうち1つ以上実施)	0%	50%
		重点対策の平均実施率	29%	74%
04	水環境	生活雑排水の浄化設備の設置(401~407のうち1つ以上実施)	90%	100%
		河川・海域・湖沼等の公共用水域や地下水などの水質検査の公表	49%	70%
		雨水浸透・水源涵養対策で何かを実施(412~413,491のうち1つ以上実施)	49%	60%
		雑用水、雨水の循環利用・有効利用で何かを実施(415~417のうち1つ以上実施)	49%	80%
		水源地・湧水保全対策で何かを実施(418~421のうち1つ以上を実施)	36%	74%
		重点対策の平均実施率	54%	77%
05	生物環境	緑地の保全・再生(503,506,507のうち1つ以上実施)	69%	100%
		生態系に配慮した森林・里山の維持管理・再生(510~513のうち1つ以上実施)	77%	100%
		緑化・緑地保全に関する経済的措置の実施(501,502,504,505,508,509のうち1つ以上実施)	44%	70%
		河川・湖沼・海浜・道路などの自然再生(514~516,518のうち1つ以上実施)	41%	100%
		生物多様性の保全・再生(517,519~521のうち1つ以上実施)	77%	100%
		重点対策の平均実施率	62%	80%

共通目標		重点施策	現状値	個別目標値
06	廃棄物・資源	農薬・化学肥料の使用削減の啓発と補助	54%	80%
		ごみ抑制のための経済的手段の導入(602～604のうち1つ以上実施)	79%	95%
		住民・事業者との3Rの推進(601,605～612のうち2つ以上実施)	49%	80%
		生ごみ削減対策(622～625のうち1つ以上実施)	62%	80%
		生ごみ以外の有機物のリサイクル(626～629のうち1つ以上実施)	74%	100%
		重点対策の平均実施率	57%	72%
07	地域資源活用型まちづくり	景観保全政策の実施(703～705のうち1つ以上実施)	72%	90%
		地域農産物の振興(707～711,714のうち2つ以上実施)	59%	100%
		相互連携による森林管理(726,727のうち1つ以上実施)	15%	30%
		環境ビジネス、エコツーリズムの実施(715,720,722～724のうち1つ以上実施)	28%	50%
		環境・産業振興関連の人材の育成(712,713,728～730のうち1つ以上実施)	72%	90%
		重点対策の平均実施率	53%	72%
08	環境行政	職員のための環境研修・環境教育の定期的実施	64%	100%
		環境配慮指針などによる公共事業の環境配慮の実施	41%	100%
		環境政策や環境基本計画の進捗状況などを点検・評価するしくみがある	49%	100%
		事務事業評価対象のすべての施策・事業を環境の視点で点検・評価するしくみがある	33%	80%
		総合計画のすべての施策に環境の視点が盛り込まれている	82%	80%
		重点対策の平均実施率	45%	85%
09	環境学習	学校での環境学習の実施	87%	100%
		環境に関する講座・講演会・学習会の開催	74%	100%
		住民の自主的環境学習会への支援・講師派遣	62%	100%
		環境リーダー・アドバイザーの育成制度がある	31%	75%
		環境リーダー・アドバイザーの派遣制度がある	23%	75%
		重点対策の平均実施率	55%	90%
10	地域協働	住民協働による環境イベント等の企画運営	49%	100%
		市民委員による政策評価・提言を行うしくみがある	0%	80%
		恒常的な環境パートナーシップ組織の設置	36%	80%
		市民による政策提案の中で行政と同意したものを実施するしくみがある	0%	60%
		重点対策の平均実施率	21%	80%
合 計			40%	79%

数値目標の補足説明

1. 全体の指針

・今回提案する数値目標は『分野別数値目標（環境目標）』と『重点施策実施率（対策目標）』の2種類です。この2種の間は、重点施策の実施率を高めていくことによって（重点施策全体の実施率80%を目指す＝対策目標）、分野別数値目標（環境目標）の達成を実現していく、というものです。

・環境自治体会議の数値目標より、各自治体で定めている目標が優越します。環境自治体会議の数値目標は一種の指針として活用していただき、計画の次期策定時、改定時にこれを考慮しての目標設定を検討していただければ幸いです。

・かつやま会議の後、数値目標が設定された項目の定義を詳細に詰めていきます。

2. 個別分野に関する解説

①庁内環境配慮

対象となる事務事業や温室効果ガスの範囲は各自治体で算定しているものに準じます。庁舎で20%削減するための手法や考え方については、今後、検討を進めます。

②エネルギー

家庭・業務部門の1人あたりエネルギー消費量については、環境自治体会議環境政策研究所で推計を行う予定ですが、各自治体で算出した数値があれば、それを活用することも可能です。再生可能エネルギーの範囲や生産量の把握方法については、今後、検討を進めます。

③交通

1人あたりの自動車CO₂排出量については、環境自治体会議環境政策研究所で推計を行う予定ですが、各自治体で算出した数値があれば、それを活用することも可能です。環境負荷の少ない交通手段（徒歩・自転車・公共交通）の利用率については、10年後までにそのような指標が算出可能になるような働きかけ、検討を進めます。

④水環境

生活排水処理率とは、下水道、合併浄化槽、農業集落排水処理、コミュニティプラントの接続人口の合計値を全人口で割ったものです。単独浄化槽は含まれません。担当部署が都道府県に毎年提出しているはずですが、基準年次については総会議決後に検討します。

⑤生物環境

地域を代表する動植物とは、ホタル、セミ、トンボなど、自分の市町村を代表する野生の動植物を1つ以上決めていただき、その生息箇所数や個体数などを、今後市民団体などによって調査していただくこととなります。環境自治体会議全体で、現状維持あるいは増やすという目標を設定します。

基準年次については、各自治体にお任せします。

⑥廃棄物・資源循環

1人1日あたりのごみ排出量が全国平均を5%以上上回っている自治体は平均値まで削減していただきます。例えば、現状で1,300g、全国平均が1,000gだったとすると、その自治体の10年後の目標値は1,000gになります。10年後に全国平均が900gになったとしても目標値は変わりません。

それ以外の自治体は一律5%削減の目標を立てていただきます。例えば現状で800gの場合は、10年後の目標は760gです。

1人1日あたりの年間最終処分量はすべての自治体でそれぞれ半減を目標としていただきます。つまり現状で100gだったとすると10年後の目標は50gです。

基準年次については総会議決後に検討します。

⑦地域資源活用型まちづくり

各自治体の地域の資源を1つ以上選択し、それを倍増させるといった目標を設定していただきます。例えば、農産物直売所における特産品の売上高でもいいですし、郷土資料館の入場者数といった人の目標でもかまいません。今後独自に数値を把握して行けるものであることが前提です。

基準年次については、各自治体にお任せします。

⑧環境行政

ここでの EMS（環境マネジメントシステム）は、単にエコ・オフィスの取組（エネルギー消費量や廃棄物排出量の削減など）のみを対象とするものではなく、環境に関連する施策・事業をマネジメントの対象範囲に含むものです。行政内部の事務事業評価にとどまらず、専門家等による外部監査、会員自治体職員同士による相互監査、地元市民・事業者等による市民監査のいずれかを、各自治体の事情に合わせて導入することを目指します。

⑨環境学習

自治体が関与して行なう環境学習機会への延べ参加者数を、10年後までにその自治体の人口と同数にします。環境学習には、学校の授業などで実施する環境教育や、市民向け講座・学習会や体験会、イベントにおける環境学習コーナーの利用などが想定されます。特にイベントの場合は、きちんと参加者数をカウントしなければならないため、必然的に参加者に対する明確なアプローチが必要になり、内容が深まることが期待できます。（パネルや展示物の設置のみではなく、説明や体験などが含まれることで初めて「参加者数」をカウントできる）

⑩地域協働

どのような事業を「パートナーシップ事業」と呼ぶかについてはさらに検討を重ね、定義を明示します。その上で、自治体ごとに現状で実施している「パートナーシップ事業」の数を洗い出していただき、10年後にはその数を各自治体で倍増させることを目指します。地域の政策を実現する担い手が、行政中心から多様な主体のパートナーシップへとシフトする道筋を立てることを目指した目標です。